

北海道公安委員会告示第113号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、運転免許取得者等検査（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の運転免許取得者等検査をいう。以下同じ。）を行う者から次のとおり届出があった。

令和8年7月13日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

- 1 運転免許取得者等検査を行う者 一般財団法人静内地区交通安全協会
- 2 運転免許取得者等検査を行う施設の名称 静内総合自動車学校
- 3 変更に係る事項 代表者の氏名
 - (1) 変更前 岡崎 猛
 - (2) 変更後 名須川 一
- 4 変更年月日 令和8年5月29日